



東京都
省エネ・再エネ住宅
推進プラットフォーム



令和5年度 第2回連絡協議会

令和5年9月1日



本日の次第（案）

1 都の計画等

- 建築物省エネ法等の改正・脱炭素化施策概要
- 建築基準法の改正（4号特例の見直し）
- 大気汚染削減施策、アスベスト含有建材調査施策
 - ・ Clear Skyサポーターの募集について(VOC削減の取組)
 - ・ 一般建築物石綿含有建材調査者講習の開催
- 第1、2回分科会の活動結果（省エネ・再エネ住宅普及についてカテゴリー毎の課題整理）

2 団体の活動紹介

- 会員団体一覧
- （一社）発泡プラスチック建築技術協会

3 都の補助金紹介

- 建築物環境報告書制度「環境性能向上支援事業」、「特定供給事業者再エネ設備等支援事業」
- 国産木材活用の促進（木材利用ポイント事業）について
- 東京都既存住宅省エネ改修促進事業
- 構造木質化に係る大臣認定取得費用補助金、構造木質化の推進に係るスプリンクラー設備等設置補助
- 東京都省エネ再エネ普及促進事業補助金

4 事務局からの連絡



1. 都の計画等

説明内容

- 建築物省エネ法等の改正・脱炭素化施策概要
- 建築基準法の改正（4号特例の見直し）
- 大気汚染削減施策、アスベスト含有建材調査施策
 - ・ Clear Skyサポーターの募集について(VOC削減の取組)
 - ・ 一般建築物石綿含有建材調査者講習の開催
- 第1、2回分科会の活動結果
(省エネ・再エネ住宅普及についてカテゴリー毎の課題整理)

背景・必要性

- ・ 2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指す。
- ・ 建築物分野での省エネ対策の加速と木材利用の促進を図るため、建築物省エネ法・建築基準法等の改正につながる「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案」が令和4年6月17日に国会で可決・成立

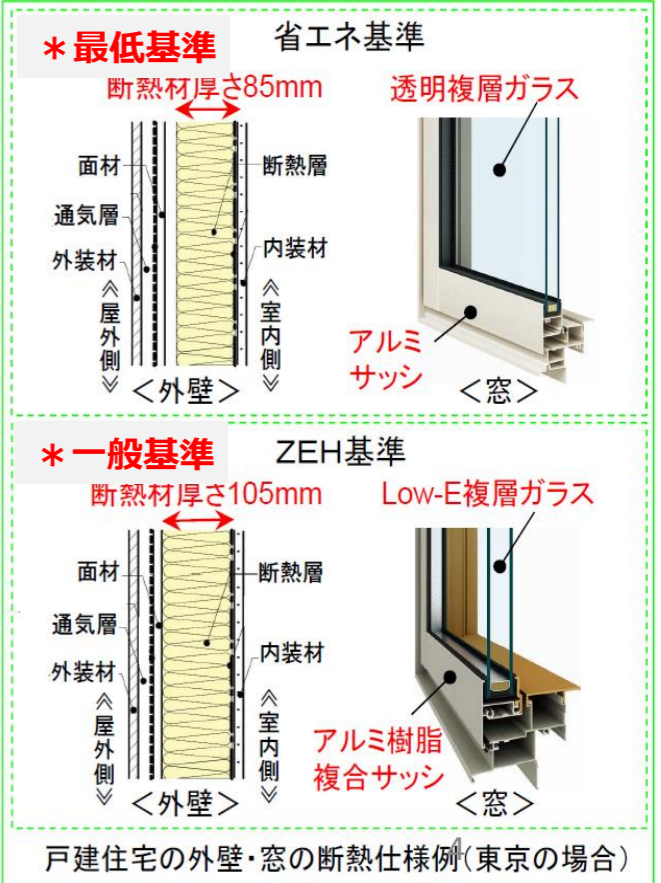
法律の概要 ※【】は公布日（令和4年6月17日）からの施行時期

（1）省エネ性能の底上げ・より高い省エネ性能への誘導

- ①原則、全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け【令和7年内】
- ②トップランナー制度（大手事業者による段階的な性能向上）の拡充【令和5年内】
- ③販売・賃貸時における省エネ性能表示の推進【令和6年内】

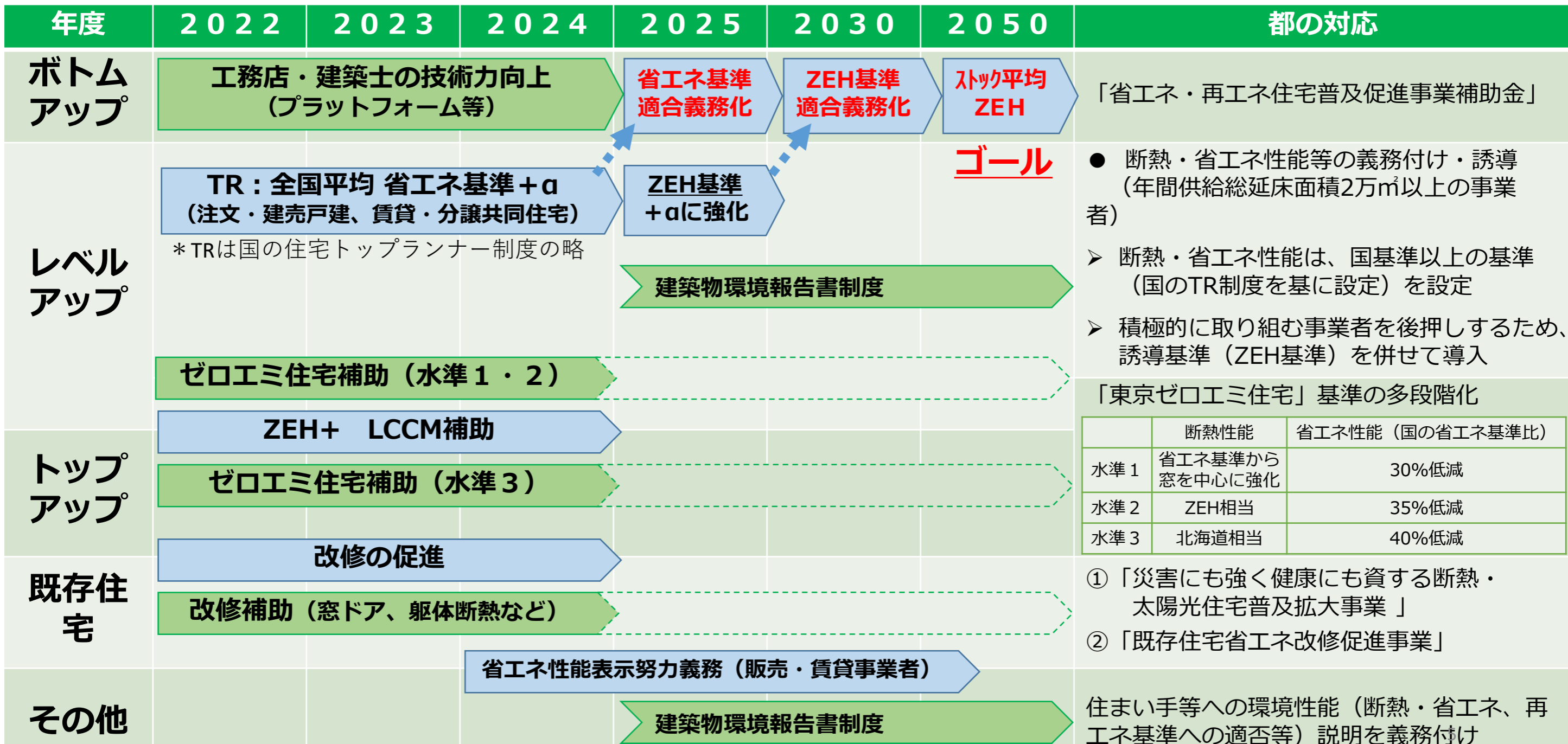
（2）ストックの省エネ改修や再エネ設備の導入促進

- ①省エネ改修に対する住宅金融支援機構による低利融資制度を創設【令和4年9月1日】
- ②市町村が定める再エネ利用促進区域内について、
建築士から建築主へ再エネ導入効果の説明義務を導入【令和6年内】
- ③省エネ改修や再エネ設備の導入に支障となる高さ制限等の合理化【令和5年内】



住宅（主に新築戸建・共同住宅）の省エネ対策等のロードマップ（国+都）

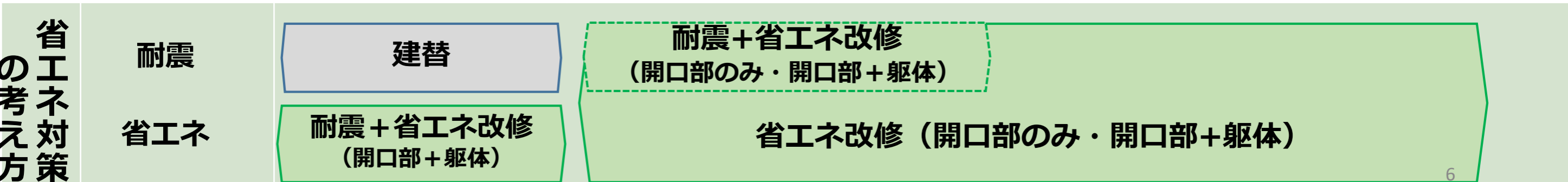
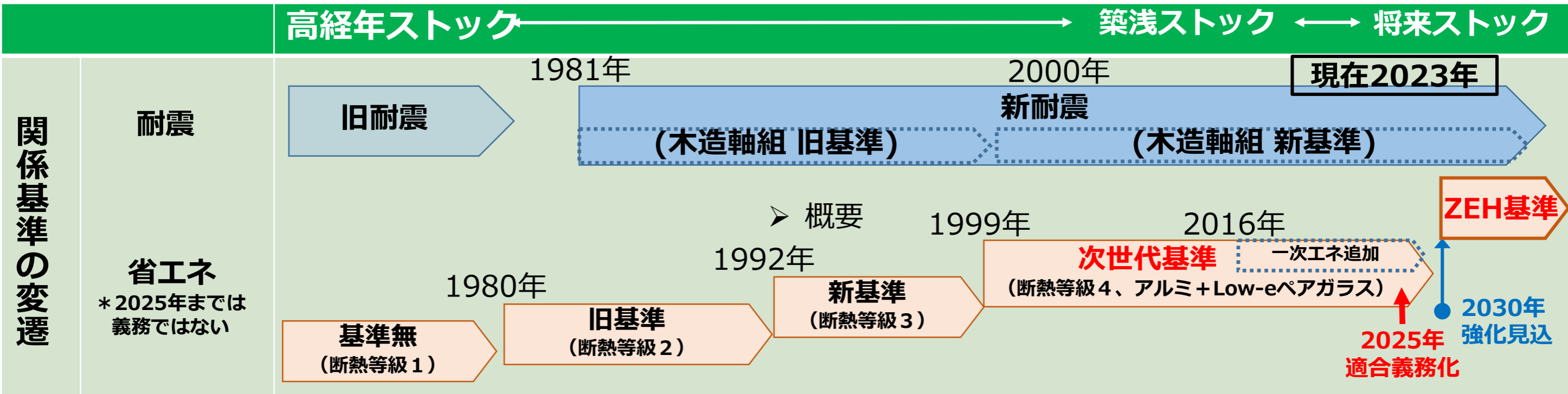
凡例：国  都 



※ 脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方に関するロードマップ（国交省・経産省・環境省）、建築物省エネ法改正説明資料（国交省）等から主に中小規模の住宅を対象として都作成

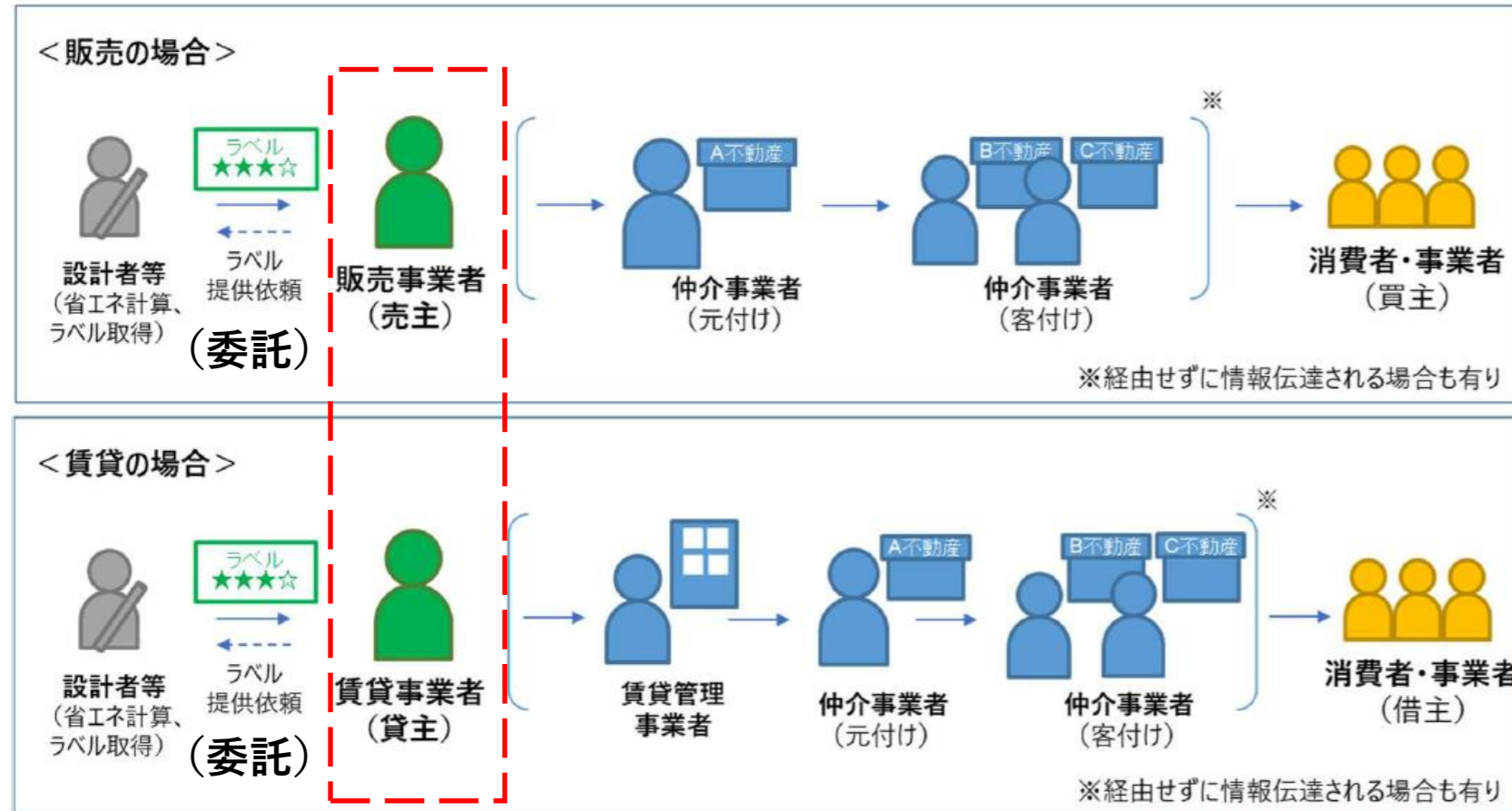
既存住宅の省エネ対策等の考え方（耐震、省エネ基準）

- ◆ 「2050年 住宅ストック平均でZEH」とするには、既存ストックの省エネ化が鍵
- ◆ 2000年前後のストックも含めてZEH水準とする際には、耐震化・バリアフリー化等の課題も併せて対応



第3節 省エネ性能表示の委託における留意事項（関係主体が担う役割）

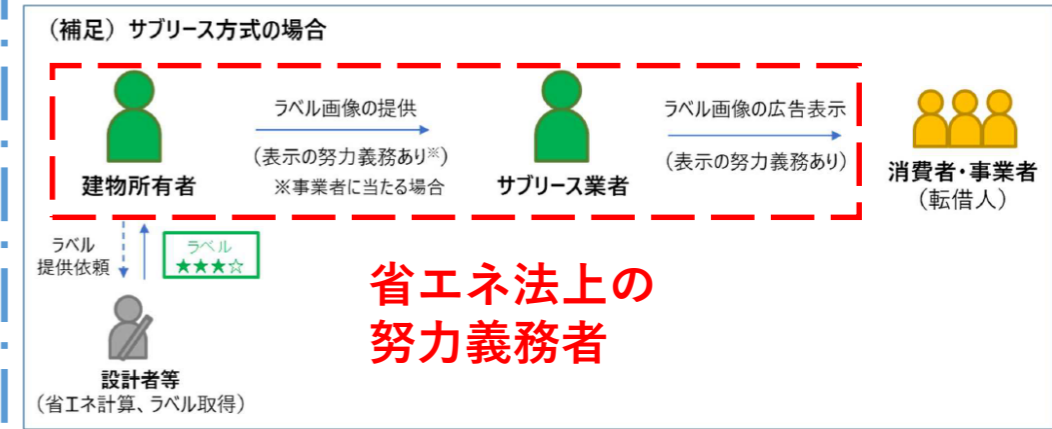
図 省エネ性能（ラベル）の伝達イメージ



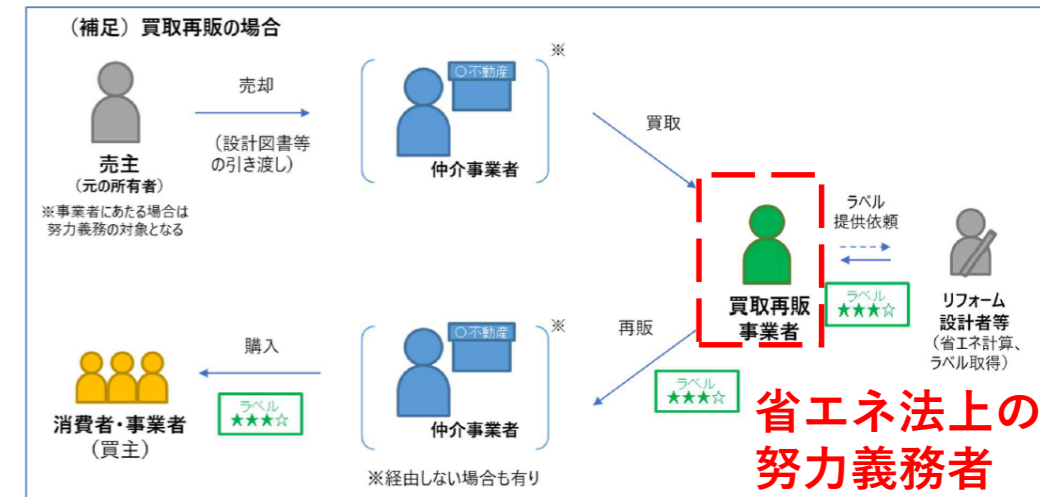
省エネ性能評価、表示するラベル・評価書の提供

省エネ法上の努力義務者

情報伝達の役割を担う



（補足）サブリースの場合

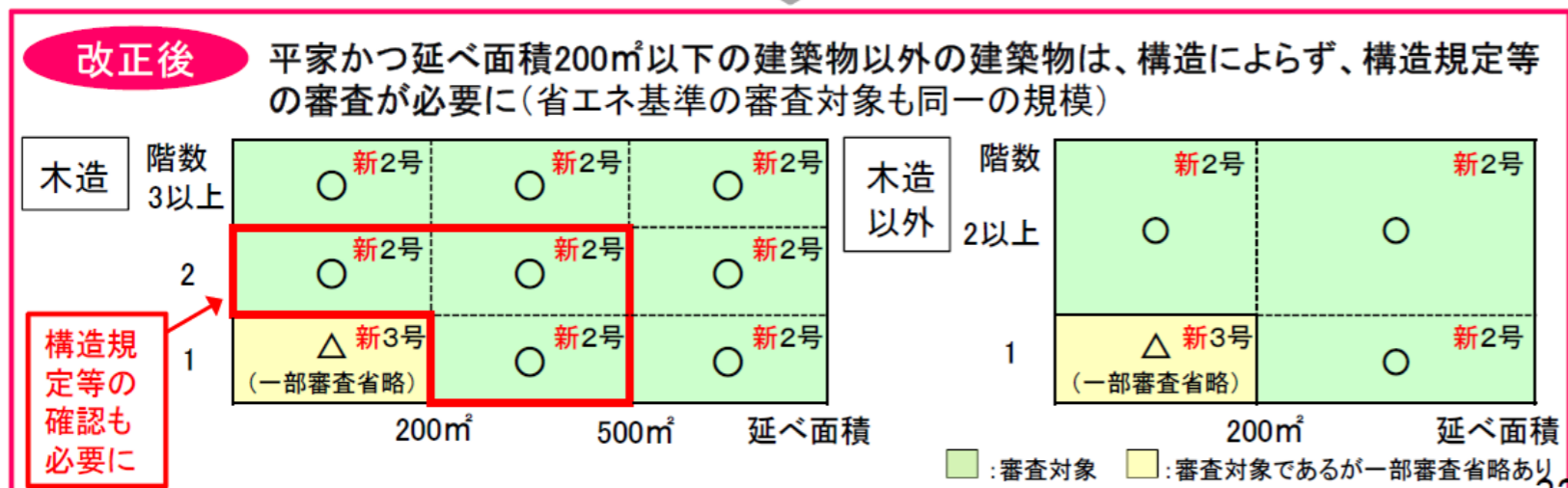
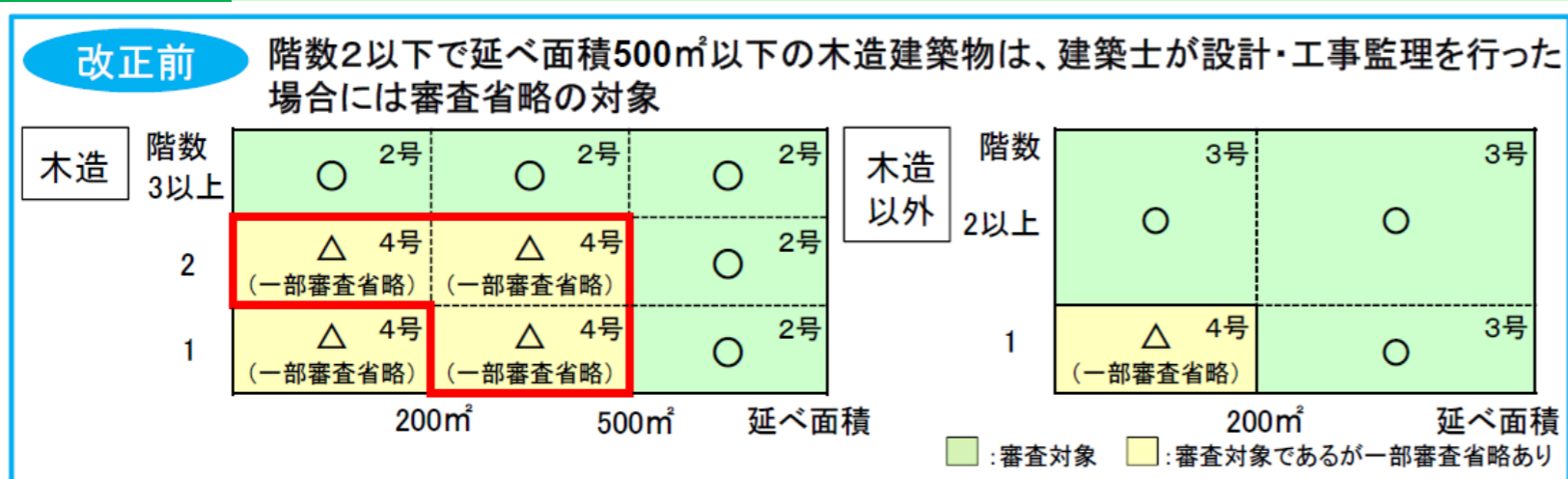


（補足）買取再販の場合

改正概要

現在、一部審査省略（4号特例）が適用される建築物の範囲が見直される（令和7年4月施行予定）

改正内容



一部審査省略（4号特例）

2階以下以下の木造住宅等の小規模建築物については、**建築士が設計を行った場合には、建築確認の際に構造耐力関係規定等の審査を省略すること**となっている。

また、それらの建築物について**建築士である工事監理者が設計図書とおりに施工されたことを確認した場合には同様の規定に関し検査を省略すること**となっている。

※ 国土交通省の資料より抜粋

確認申請に必要な図書の変更

改正前

2・3号建築物

- ・ 階数3、500㎡、高さ13m又は軒高9mを超える木造建築物
- ・ 階数2又は200㎡を超える非木造建築物

4号建築物

(構造関係規定等は**審査省略**)

改正後

新2号建築物

※現行と提出図書は同様

階数2以下かつ300～500㎡の木造建築物
(構造計算が必要)

新2号建築物

※各階床伏図等の提出を求めない代わりに、必要事項を**仕様書**に記載する形をとる

階数2かつ300㎡以下、平屋かつ200～300㎡の木造建築物
(構造計算が不要)

新3号建築物

(構造関係規定等は**審査省略**)
※現行と提出図書は同様

平家かつ200㎡以下の建築物

事業概要

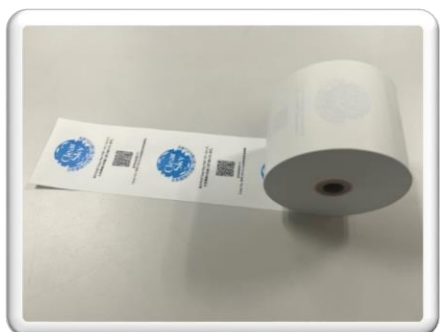
東京の大気環境にはまだPM2.5や光化学オキシダントなど課題が残っています。これらの課題を解決するため、原因物質である窒素酸化物(NOx)や揮発性有機化合物(VOC)削減に取り組む事業者様を「Clear Skyサポーター」として募集しています。

⇒ **団体内にサポーター制度を周知いただくとともに、屋外塗装・防水工・接着工におけるVOCへの配慮とサポーターへの登録にご協力をお願いします。**



東京都がサポーターの取り組みをPRさせていただきます。

- 東京都環境局ホームページでサポーターを紹介
 - 取組の内容を動画や記事で紹介、イベントやセミナーなどでのPR
 - 希望者にはPR用ロゴマークステッカー・レシート用ロール紙を配布
- 事業者様は、東京都から交付される**サポーター登録証明書**や**ロゴマーク**を活用しながら、削減への取組をPRできます。



[Clear Sky事業HP]



具体的な対策については、東京都VOC対策ガイド「[建築・土木工事編]」をご参照ください。



[VOC対策ガイドHP]



事業概要

大気汚染防止法の改正により、**令和5年10月から**、建物のリフォーム・改修や解体工事における**アスベスト含有建材の有無を確認する事前調査**について、**有資格者による実施の義務化**に伴い、都内の工事業者が必要な資格者を確保できるよう、**資格取得講習を開催して受講機会を創出**すると共に、都が講習会場費を負担することで、**資格取得費用の軽減を図り資格取得を支援**

事業内容

環境局では、講習実施機関3者※¹と連携し、一般建築物石綿含有建材調査者講習を計20回開催しています。環境局と共同で実施する講習では、**通常時よりも受講料※²が軽減されています。**

※1 環境局と連携して講習を開催する講習実施機関

一般社団法人環境科学対策センター、一般社団法人企業環境リスク解決機構、一般財団法人日本環境衛生センター

※2 講習実施機関により、軽減後の受講料は異なります。

講習のスケジュールや受講資格、受講料、申込方法などは、下記リンク又はQRコードにて御案内しています。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/shikaku-shien.html



この機会に積極的に受講していただき、建築物のリフォーム・改修や解体工事におけるアスベストの事前調査及び飛散防止措置について、引き続き、適正な実施をお願いします。

カテゴリー分けした各課題の総括表（令和5年7月24日更新版）

- ・ カテゴリーは建屋形状：①戸建て②集合住宅（マンション）、工事種別：③新築④既存リフォーム
- ・ 各課題の対象は消費者とサービス提供者

	戸建	集合住宅（マンション）
新築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新築分譲住宅のZEH率が低い ・ 所有者のエコな住まい方（ZEH住宅設備の省エネ運転）が浸透していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ZEH住宅に対する消費者ニーズが低い ・ ビル用の太陽光発電等再エネ機器は狭い敷地や屋上に限定されてしまい、対応商品が汎用化されていない
リフォーム	<p>共通課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ・再エネリフォームについての一般消費者の認知度が低い ・ 施工事業者の技術が標準化していない（特に断熱/気密、換気） ・ 国、都含めて補助事業が複数存在し複雑（補助金申請等のスケジュールが合わない、把握しきれない、申請手続きも煩雑） ・ 中古住宅市場における省エネ・再エネ住宅の市場価値認知度が低い <ul style="list-style-type: none"> ・ 木造ストックの耐震性能が低い（2000年までの新耐震設計） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期修繕計画作成ガイドラインに省エネ項目が無い ・ 外皮省エネ改修（ZEHレベル）工法が外断熱に限定される ・ 長期修繕計画作成ガイドラインに再エネ項目が無い ・ ビル用の太陽光発電等再エネ機器は狭い敷地や屋上に限定されてしまい、対応商品が汎用化されていない ・ 大規模修繕検討時の再エネ関係機器（太陽光、蓄電池、EV充電器等）を総括的に提案出来る相談先が少ない ・ 耐震化の優先度が高いため省エネ・再エネ化が後手になる ・ 省エネ・再エネ住宅についての管理組合の認知度が低い ・ 省エネ・再エネ住宅についての賃貸オーナーの認知度が低い ・ 質の高い賃貸住宅が普及していない

・カテゴリー毎の意見交換内容は次項

・継続的にブラッシュアップしながら補助事業と普及啓発の取組みに反映

- 背景共通
- ・ 住宅購入価格の高騰、一次取得者層の減少（人口減少）
 - ・ 建設業技能者及び監理技術者の不足

<戸建についての意見交換総括>

- ・断熱/気密施工（リフォーム版）のノウハウやツール情報がまとまった物が欲しい
- ・戸建の断熱/気密は主に大工工事なので、品質管理の標準化と判断出来る施工管理者の養成が必要
- ・各種補助金が年度内で複数回応募出来る状態（年1回の募集で早期に予算上限に到達しない）が希望
- ・消費者の補助金に対する認知度が様々なので、事業者側で周知していく動きが大事になる

カテゴリーごとの課題と対応案	新築	番号	課題	対応案
		1	所有者のエコな住まい方(ZEH住宅設備の省エネ運転)が浸透していない	住まい方の情報収集と所有者への普及啓発
	②	新築分譲住宅のZEH率が低い	事業者の意向ヒアリングと住宅取得者層への省エネ性能判断情報の提供(情報発信)	
	リフォーム	1	省エネ・再エネリフォームについての一般消費者の認知度が低い	消費者認知度の把握と普及啓発 説明フォーマット作成
		②	施工事業者の技術が標準化していない(特に断熱/気密、換気)	事業者の技術力向上支援
		③	国、都含めて補助事業が複数存在し複雑 ・補助事業の違いの把握 ・各事業スケジュール要件との調整 ・事業毎の申請手続きの煩雑さ	使いやすい補助事業検討(要件、対象と名称等)と団体(事業者)への情報発信
		4	中古住宅市場における省エネ・再エネ住宅の市場価値の認知度が低い	中古住宅市場の情報収集と消費者への情報発信
		5	木造ストックの耐震性が低い(2000年までの新耐震設計)	リフォーム関係事業者への情報発信

【凡例：○番号は注力項目】

< 集合住宅（マンション）についての意見交換総括 >

- ・再エネ導入で一括受電含めた支援は有効（電気事業者側への余剰電力買取等支援も有ると良い）
- ・戸建に比較してZEHレベルの高性能なビル用建材（サッシ等）が少ない
- ・既存マンションでの省エネ推進や再エネ設備の導入、電力契約の見直しは大きな課題
- ・管理組合の省エネ・再エネに対する認知度はあるので、一括して補助金検索が出来ると良い

カテゴリーごとの課題と対応案	新築	番号	課題	対応案
			①	ビル用の太陽光発電等再エネ機器は狭い敷地や屋上に限定されてしまい、対応商品が汎用化されていない
		②	ZEH住宅に対する消費者ニーズが低い	関係者の機運醸成、認知度向上とその支援
	リフォーム	1	省エネ・再エネリフォームについての一般消費者の認知度が低い	消費者認知度の把握と普及啓発 説明フォーマット作成
		②	施工事業者の技術が標準化していない（特に断熱/気密、換気）	事業者の技術力向上支援
		③	省エネ・再エネ住宅についての賃貸オーナーの認知度が低い	関係団体への働きかけ
		④	省エネ・再エネ住宅についての管理組合の認知度が低い	同上
		⑤	国、都含めて補助事業が複数存在し複雑 ・補助事業の違いの把握 ・各事業スケジュール要件との調整 ・事業毎の申請手続きの煩雑さ	使いやすい補助事業検討（要件、対象名称等）と団体（事業者）への情報発信
		⑥	長期修繕計画作成ガイドラインに省エネ項目が無い	関係者への項目追加の働きかけ
		⑦	外皮省エネ改修（ZEHレベル）工法が外断熱に限定される	長期修繕計画への折り込み支援
		⑧	長期修繕計画作成ガイドラインに再エネ項目が無い	関係者への項目追加の働きかけ
		⑨	ビル用の太陽光発電等再エネ機器は狭い敷地や屋上に限定されてしまい、対応商品が汎用化されていない	関係者情報の収集と団体（事業者）間の情報共有
		⑩	大規模修繕検討時の再エネ関係機器（太陽光、蓄電池、EV充電器等）を総括的に提案出来る相談先が少ない	関係団体への働きかけ
		11	耐震化の優先度が高く省エネ・再エネ化が後手になる	長期修繕計画への折り込み支援
		12	質の高い賃貸住宅が普及していない	関係団体への働きかけ
		13	中古住宅市場における省エネ・再エネ住宅の市場価値の認知度が低い	中古住宅市場の情報収集と消費者への情報発信

【凡例：○番号は注力項目】



団体の活動等紹介

説明内容・団体

- 会員団体一覧（48団体・令和5年8月時点）
- （一社）発泡プラスチック建築技術協会

登録団体一覧 48団体（令和5年8月時点）

区分	団体名（50音順）	区分	団体名（50音順）
住宅事業者団体	（一社）住宅生産団体連合会	省エネ・再エネ設備団体	（一社）ソーラーシステム振興協会
	（一社）ZEH推進協議会		（一社）太陽光発電協会
	（一社）全国住宅産業協会		断熱建材協議会
	（一社）日本ツーバイフォー建築協会		NPO法人 地中熱利用促進協会
	（一社）日本木造住宅産業協会		NPO法人 電線のない街づくり支援ネットワーク
	（一社）日本木造分譲住宅協会 ※今年度登録		（公財）東京都環境公社東京都地球温暖化防止活動推進センター
	（一社）不動産協会		（一社）日本建材・住宅設備産業協会
	（一社）プレハブ建築協会		（一社）日本サッシ協会
	（一社）リビングアメニティ協会		NPO法人 日本外断熱協会
リフォーム事業者団体	（一社）住活協リフォーム	地域工務店団体	（一社）発泡プラスチック建築技術協会
	（一社）住生活リフォーム推進協会		（一社）JBN・全国工務店協会
	（一社）住宅リフォーム推進協議会		全建総連 東京都連合会
	（一社）ステキ信頼リフォーム推進協会		東京都地域住宅生産者協議会
	（一社）全国古民家再生協会 東京第一支部		（一社）東京都中小建設業協会
	（公財）東京都防災・建築まちづくりセンター		（一社）全日本建築士会
	日本木造住宅耐震補強事業者協同組合	不動産・建築士団体	（公社）全日本不動産協会 東京都本部
	（一社）ベターライフリフォーム協会		NPO法人 耐震総合安全機構
	（一社）マンション計画修繕施工協会		（一社）東京都建築士事務所協会
	（一社）木造住宅塗装リフォーム協会		（一社）東京都設備設計事務所協会
	（一社）リフォームパートナー協議会		（公社）東京都宅地建物取引業協会
	（一社）リノベーション協議会		（公財）日本賃貸住宅管理協会
省エネ・再エネ設備団体	エコ窓普及促進会	（一社）不動産流通経営協会	
	（一社）環境共生住宅推進協議会	（一社）マンション管理業協会	
	（一社）建築開口部協会	NPO法人 建築技術支援協会 ※今年度登録	

別紙 1

凡例：赤字を本日説明

分類	説明内容	説明部局
新築住宅	<ul style="list-style-type: none"> ○ 木材利用ポイント事業について（多摩産材等活用） ○ 東京ゼロエミ住宅導入促進事業 ○ 建築物環境報告書制度「設計・施工技術向上支援事業」 ○ 建築物環境報告書制度「環境性能向上支援事業」 新規 ○ 建築物環境報告書制度「特定供給事業者再エネ設備等支援事業」 新規 ○ 優れた機能性を有する太陽光発電システムの支援 ○ 太陽光パネル付きゼロエミ住宅導入促進税制 	環境局
既存住宅改修等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 木材利用ポイント事業について（多摩産材等活用） 【再掲】 進捗 ○ 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業 ○ 優れた機能性を有する太陽光発電システムの支援 【再掲】 ○ 東京都既存住宅省エネ改修促進事業 進捗 ○ 既存マンション省エネ再エネ促進事業 ○ 東京都戸建住宅等耐震化促進事業 ○ 構造木質化に係る大臣認定取得費用補助金 進捗 ○ 構造木質化の推進に係るスプリンクラー設備等設置補助金 進捗 	産業労働局 住宅政策本部 都市整備局
設備関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 太陽光発電設備に係る専門電話相談窓口について ○ 太陽光パネルの高度循環利用の推進 ○ 住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業 ○ 太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業 ○ 集合住宅における再エネ電気導入先行実装事業 ○ 充電設備導入促進事業 ○ マンション充電設備普及促進に向けた連携協議会の運営 ○ 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業 【再掲】 	
住宅市街地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宅地開発無電柱化推進事業 	
家電の買い替え	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭のゼロエミッション行動推進事業（東京ゼロエミポイント） ○ 家庭の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業 	
プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都省エネ再エネ普及促進事業補助金 進捗 	住宅政策本部

凡例： **新規** 令和5年度に新たに開始する事業、 **拡充** 令和5年度に拡充する事業、 **進捗** 令和5年度の事業

- 令和7年度から施行となる「建築物環境報告書制度」(以下「本制度」という。)に対応した、**環境性能の高い住宅モデル等の開発及び改良等に関する取組の支援**として、その経費の一部を助成
- 予算規模：**157億円**
- 受付期間：**第2回募集 令和5年8月18日から令和5年12月28日まで** (事前相談の申込は令和5年11月30日まで)

※第3回募集は令和6年春頃に3か月間程度行う予定

	①	②
助成対象者	特定供給事業者として令和7年度から本制度に参加することを助成金申請時に誓約するハウスメーカー・ビルダー等	左記の事業者のうち、①を活用しない中小企業者等
助成率 (助成上限額)	2分の1 (事業期間が12か月以内：1億円、13か月以上：2億円)	3分の2 (事業期間が12か月以内：3千万円、13か月以上：6千万円)
事業期間	令和7年3月末までの間で、開発期間・販売開始時期に応じて各申請者が設定	
助成対象	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度の義務基準等を満たす住宅等の商品ラインナップを新規に開発・改良し、並びに都民に供給(市場投入)し、及び性能の説明を行う体制を整える取組 (例) 狭小住宅向け太陽光発電設備(PV)搭載モデル、集合(賃貸)住宅向けPV搭載モデル、PV+高断熱・省エネ性能向上モデル等の新規開発・改良等 	
主な助成条件	<ul style="list-style-type: none"> ・本助成金を得て開発した住宅等の商品ラインナップについて、事業計画が完了した日から60日以内又は令和7年3月末日のうちいずれか早い日までに、都内で販売を開始すること ・令和7年度から、本制度に参加すること 	
助成対象経費	外注・委託費、原材料・副資材費、機械装置・工具器具費、産業財産権出願・導入費、専門家指導費、賃借費 ※広報・宣伝費及び直接人件費も対象となるが、上限は助成金額の各2割まで	

- 令和7年度から施行となる「建築物環境報告書制度」の施行を確実なものにするため、**本制度に参加する事業者による太陽光発電システム、蓄電池システム及びV2Hの設置に対して、その経費の一部を一括で助成**
- 予算規模：約30億円
- 受付期間：令和5年5月19日から **令和5年9月29日まで** ※申請期間を延長しました。

【助成内容・交付金額等】

助成内容	補助率・額
太陽光発電設備	12万円/kW(上限36万円、3.6kW以下) 10万円/kW (3.6kW超50kW未満)
機能性PV上乘せ	5万円 (又は2万円) /kW (50kW未満)
陸屋根のマンション等への架台設置上乘せ	架台の設置経費を対象に上限20万円/kW (50kW未満)
蓄電池 ※蓄電池システムの機器費が蓄電容量1kWhあたり20万円以下であること	機器費、材料費及び工事費の3/4 (上限19万円/kWhかつ95万円/戸、6.34kWh未満の場合) 機器費、材料費及び工事費の3/4 (上限15万円/kWhかつ120万円/戸、6.34kWh以上の場合) ※4kW超の太陽光発電設備と併せて設置する場合は、 上限15万円/kWhかつ設置する太陽光発電設備の発電出力×30万円/戸
V2H	機器費等の1/2 (上限50万円)
V2H (太陽光発電設備を設置し、ZEVを所有する場合)	機器費等の10/10 (上限100万円)

事業概要

多摩産材及び国産木材を利用し、環境に配慮した住宅の新築・リフォームをした者に対して、東京の特産物等と交換できるポイントを交付する。

事業内容

○新築戸建て住宅へのポイント交付(令和4年度から)

【要件】

- 多摩産材を4立法㎡以上使用していること
- 東京ゼロエミ住宅認証書を取得していること等

【交付ポイント数】

多摩産材の利用量：1立法㎡当たり8万ポイント
 国産木材の利用量：1立法㎡当たり1万ポイント
 （住宅1件へのポイント交付上限：60万ポイント）

○リフォームへのポイント交付(令和5年9月下旬公表予定)

【要件】

- 多摩産材を9平方㎡以上使用していること
- 都の助成等を受け省エネルギー改修された住宅であること等

【交付ポイント数】

多摩産材の利用量：1平方㎡当たり3千ポイント
 国産木材の利用量：1平方㎡当たり2千ポイント
 （住宅1件へのポイント交付上限：30万ポイント）

○ポイントと交換可能な商品

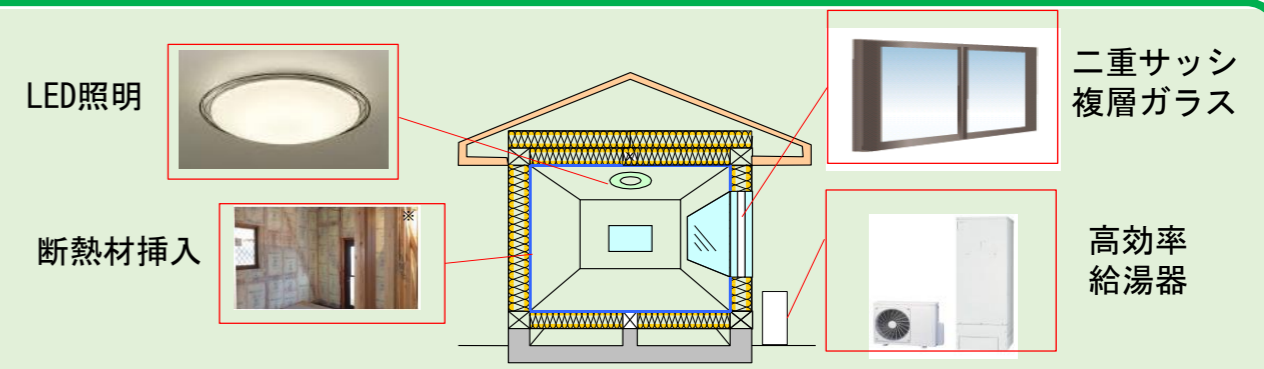
- 東京の農林水産物・伝統工芸品、国産木材製品
- 東京の森林整備や林業振興に資するサービス等
- 都内に事業所を有する技能士（左官、畳製作、建具製作）が製作した漆喰等、畳、木製建具のいずれかを対象住宅に施した場合に限り、商品券と交付されたポイントの一部を交換可能

事業概要

都内既存の集合住宅及び戸建住宅において省エネ診断、省エネ設計、省エネ改修工事に補助
(診断、設計、改修工事は独立して申請可)

事業内容

- 補助対象者：住宅の所有者、マンション管理組合等
- 省エネ診断、省エネ設計
補助率：2/3
- 省エネ改修（開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事）
補助率：マンション 1/3、戸建て住宅等 23%
補助限度額：下表のとおり ※ZEH化に対応するための構造補強を伴う場合



【既存住宅の省エネ改修のイメージ】

建物の種類	省エネ基準適合レベル	ZEHレベル
戸建住宅	766,000円/戸	1,025,000円/戸 ※1,385,000円/戸
共同住宅	3,800円/m ²	5,000円/m ² ※8,000円/m ²
マンション	5,600円/m ²	7,400円/m ² ※11,800円/m ²

※全体改修（BELS評価）または部分改修（仕様規定）
※開口部の断熱化が必須（部分改修の場合、2か所以上）
※改修後に耐震性が確保されることが必要

- R5申請受付期間
令和5年7月24日（月）～
令和6年1月19日（金）（予定）
- R5制度内容のポイント
構造補強に係る加算を新規追加
(ZEH水準かつBELS取得する改修に限る)
※ 補助率・主な補助要件等はR4と同様

構造木質化に係る大臣認定取得費用補助金

事業概要

- ・ 構造木質化のため、国産木材を使用する防耐火構造の大臣認定を取得する建築主に対し、認定取得費用の一部を補助
- ・ 認定書が交付された認定に対し、認定取得費用（建築基準法に定める手数料）の2分の1補助

事業内容

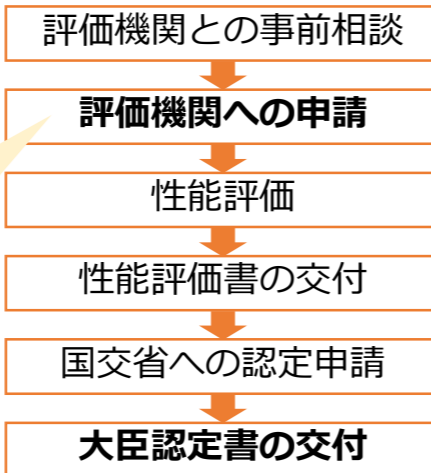
延べ面積1,000㎡以上の建築物に導入する認定が対象

●申請手数料の例

柱(3時間耐火)	…155万円
梁(3時間耐火)	…161万円
耐力壁(2時間耐火)	…149万円

※試験体の作成費用は対象外

大臣認定取得の流れ



構造木質化の推進に係るスプリンクラー設備等設置補助金

事業概要

- ・ 構造木質化のため、スプリンクラー設備等を設置し内装制限の規定を適用しない建築計画を行う建築主に対し、スプリンクラー設備等設置費の一部を補助
- ・ スプリンクラー設備等の設置にかかる費用の2分の1補助（上限2625万円）

事業内容

スプリンクラー設備等を設置することにより、国産木材による構造木質化等が可能となる床面積が合計1,000㎡以上の建築物が対象



◀ スプリンクラー+機械排煙で内装制限の規定を適用しない計画事例

(画像引用) 令和元年度 木造建築技術等先導事業報告書(事例集) 令和3年度 中大規模木造普及シンポジウム 事例報告会

【PRへの協力】プレート設置、HP等での公表、見学会の実施等をお願いします。また、都がHP等で公表するため、財産上の利益や競争上の地位等を不当に害する恐れのない範囲での技術資料、工事費等、5枚以上の建築写真の提供等をお願いします。

事業概要

- ・事務所ビルなどの非住宅で実施する、省エネ診断、省エネ設計、省エネ改修工事に補助
- ・国費を活用した補助制度。区市町村の補助実施体制が整うまで都が直接補助を実施

事業内容

- 対象者：中小企業者、中小企業団体、中小企業等協同組合、個人事業主、学校法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、医療法人
- 補助対象：延べ面積10,000㎡以下の非住宅において、下表の診断・設計・改修を行うもの

内容		補助率	補助上限額	
省エネ診断 省エネ設計	<ul style="list-style-type: none"> ■省エネ診断に必要な調査費用 ■BELSの評価・認証を受けるために必要な費用 ■省エネ改修に必要な調査・設計等に係る費用 など 	2 / 3	—	
			<ul style="list-style-type: none"> ■開口部、躯体等の断熱化、設備の効率化に係る工事費用 ・開口部等の断熱化と併せて実施することで設備の効率化に係る工事も補助対象となります。 ・部分改修も補助対象となります。 ・改修後に耐震性が確保されることが必要です。 	省エネ基準 レベル
省エネ改修		23%		ZEB レベル

プラットフォーム第1回連絡協議会 (R5.5.15)

※診断、設計、改修工事は独立して申請可

事業概要

プラットフォーム会員団体が行う、省エネ・再エネ住宅普及促進に要する費用の一部を補助

事業内容

※営利を主目的とする事業は対象外

○補助対象：右表

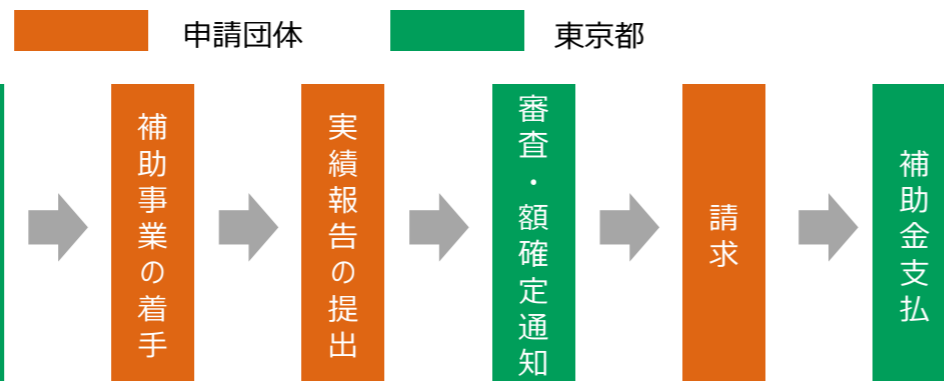
○補助率：2/3

○補助上限額：3,500千円

○申請期間：令和5年4月3日受付開始
 ＊申請から交付決定まで1～2週間程度
 (現在、交付決定7団体、事前相談2団体)
 お早目にご相談下さい

補助事業	対象事業 (例)	対象経費 (例)
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> セミナー開催 パンフレット作成 HP作成 	<ul style="list-style-type: none"> セミナー開催に要する費用 (講師謝礼・会場借上げ、資料印刷費) パンフレット作成に要する費用 HP作成に要する費用
相談窓口等設置	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の設置 研修会開催 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の設置に要する初期費用 (備品の購入費) 研修会開催に要する費用
技術力向上	<ul style="list-style-type: none"> 技術支援講習会 (施工技術、省エネ計算) 	<ul style="list-style-type: none"> 技術支援講習会に要する費用 (講師謝礼・会場借上げ、資料印刷費)

「申請手続きの流れ」



「お問合せ先」

東京都住宅政策本部計画課
 (プラットフォーム事務局)
 電話：03-5320-5458
 MAIL：S1090501@section.metro.tokyo.jp

「補助金HP」





説明内容

○令和5年度プラットフォーム活動スケジュール

- 連絡協議会（全住宅関係団体参加）：情報発信/共有（都の施策、補助金、団体活動など）
- 分科会（活動テーマ毎の希望団体参加）：課題等を協議し連絡協議会で共有
- 10/6,7新宿西口イベント参加団体（ステキ信頼リフォーム推進協会、日本建材・住宅設備産業協会、全国古民家再生協会、ソーラーシステム振興協会） →未だ1団体募集枠が有ります

	令和5年 4月～6月	7月～9月	10～12月	令和6年 1月～3月
会議体	* 想定都議会日程 → ◎6/1～21 ● (第1回) 連絡協議会 5/15(月)13:30～ 第一庁舎5階 大会議場 ● (第1回) ● (第2回) 分科会 分科会 * 主に次年度予算向け課題	◎9/20～10/7 ● (第2回) 連絡協議会 9/1 (or8) ● (第1回) ● (第2回) 分科会 分科会 * 主に次年度予算向け課題	◎12/1～15 ● (第3回) 連絡協議会 11/10 (or17) ● (第3回) 分科会 ☆10/6,7 新宿西口イベント	◎2/15～3/24 ● (第4回) 連絡協議会 1/26 (or2/2) ● (第4回) 分科会 * 普及啓発の共通課題
主な活動内容	メルマガ配信（概ね月1回） / 10月ホームページ部分更新 （通信連絡フォーム追加、リフォーム事例/団体活動紹介充実）			
	普及促進事業補助金 ⇒4/3申請受付開始 各団体：普及啓発、相談窓口の設置、技術力向上に関する取組支援			
	夏季の省エネ 普及啓発 HTT施策周知（ピークカット等）		冬季の省エネ 普及啓発 住生活月間等イベント（パネル展示、相談会想定）	